

中小企業等の経営者の個人保証の原則禁止等に関する意見書（案）

国会及び政府の審議会では、民法改正の動きを受けて、個人保証債務について見直しの議論が進んでいる。

日本弁護士連合会の調査では、個人破産の原因の約25%は、「他人の借金」の負担である。平成18年には、各都道府県の信用保証協会が第三者保証を原則廃止し、金融庁も平成23年に改正した銀行向けの監督指針から、第三者保証を求めないよう指導を始めている。

こうした中で、残されているのが中小企業等の経営者による個人保証の問題である。事業を一度失敗しただけで経営者が私財を失う現状は、起業意欲を削ぎ、多額の債務で自殺に至るケースも後を絶たない。また、再チャレンジや事業継承の道を阻み、中小企業の活力を阻害する場合があるなど、様々な問題が国会においても議論されてきている。都内の商工団体等からは、個人保証を原則禁止し、経営者の負担を軽減する「個人保証共済制度」創設の要望も上がっている。

中小企業等の経営者を保護するためには、個人保証を原則禁止し、個人と法人の一体性の解消などが図られている場合は保証を求めないことや、経営破たん時には、保証人の履行能力の範囲でのみ責任を負う、裁判所の判断で保証債務減免を認めるなどの施策を進める必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業等の経営者の個人保証を原則禁止し、経営者を保護する施策を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
経済産業大臣

} 宛て